

このモデル契約書はあくまでも「モデル」であって、使用にあたっての強制力はありません。また、各自でより利用しやすいものに変更することは差し支えありません。

ただし、法令上の委託基準に沿ったものでなければ、せっかく書面で契約を締結しても「委託基準違反」に問われる可能性がありますので、取扱いにはご注意ください。

<処理委託モデル契約書札幌市ホームページ>

[http://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyousyo/itaku\\_keiyaku.html](http://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyousyo/itaku_keiyaku.html)

#### ● 産業廃棄物の情報提供に関するガイドライン

- 産業廃棄物の処理過程において、有害特性等の廃棄物情報が排出事業者から処理業者に十分に提供されないことに起因する事故や有害物質の混入等の課題に対応するため、環境省は「廃棄物情報の提供に関するガイドライン—WDSガイドライン—(第2版)」を策定し公表しております。
- 法に定める産業廃棄物の委託基準では、産業廃棄物の排出事業者は適正処理のために必要な廃棄物情報を処理業者に提供することとされています。
- 当該ガイドライン本文、廃棄物データシートの様式等、詳細は環境省のホームページ <http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>でご確認ください。